

「緊急事態宣言」「非常事態宣言」解除後の技能講習等の対応について

(令和3年10月4日現在)

令和3年10月1日茨城県に発出されていた「緊急事態宣言」が解除されました。

これに伴い、各種講習会は原則として開催する予定としております。

但し、酸欠作業主任者実技講習等感染防止対策が困難な講習や外部実技会場確保が困難な講習等で、長期にわたって中止していた一部の講習会については、直ちに再開が困難なものがあります。

これらの講習会等につきましては、準備が整い次第順次再開をする予定です。再開が決定しましたらホームページ等で公開いたします。

引き続きご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます

なお、開催いたします講習会等につきましては、感染防止対策を徹底した開催となりますので、以下の点にご留意いただきご協力をお願い申し上げます。

- 1 ソーシャルディスタンス確保のため、受講者数を開催会場定員の半分以下としております。このため受講をお断りせざるを得ない場合がありますのでご了承下さい。
- 2 受講者等の感染が確認された場合、濃厚接触判定のため、受講者名簿（氏名、生年月日、住所、連絡先）を保健当局に提供する場合があります。あらかじめご了承下さい。
- 3 講習等につきましては、以下の感染防止対策へのご協力をお願いします。
 - (1) 発熱等風邪症状がある場合は受講を控えて下さい。（受講当日ご自身で体温測定・体調管理をお願いします。また、受講受付時に簡易の体温測定をさせていただきます。体温37.5度以上や咳が続く場合などは受講をお断りすることがあります。）
 - (2) 受講（休憩中を含む）にあたってはマスク着用をお願いします。（マスクはご自身で準備願います。マスク着用の無い場合は受講をお断りします。）
 - (3) 研修室への入室等にあたっては、手指洗い、消毒の徹底をお願いします。
 - (4) 窓の開放による自然換気と機械換気による会場内の常時換気を徹底しております。エアコンが十分に機能しない場合がありますので、着衣等による体温調整・適切な

水分補給等にご留意ください。

- (5) 休憩時間中を含め、他の受講者等と十分な距離（最低1m）を取るようお願いいたします。（昼食等は可能な限りご自身のお席又は近くに駐車の場合の自家用車等の車内でお召し上がり下さい。）
また、喫煙所がある場合、密集状態を回避するよう間隔をあけてご利用願います。
- (6) 技能講習等学科修了試験時の筆記用具貸し出しを中止しています。鉛筆・消しゴムをご用意下さい。
- (7) 茨城県版接触確認アプリ「茨城アマビエちゃん」への登録にご協力下さい。

【お問い合わせ先】 一般社団法人日立労働基準協会

住所：〒317-0073 日立市幸町1-21-2 日立商工会議所会館1階

TEL：0294-23-3431

FAX：0294-23-3461